

綾瀬市事業所用太陽光発電設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球にやさしい社会の実現に向け、環境保全意識の高揚を図るとともに自然エネルギーの有効活用に資するため、事業の用に供する電力を発電する太陽光発電設備を新たに設置する事業の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件に適合する太陽光発電設備（以下「補助対象設備」という。）を前年度の3月1日から当該年度の3月15日までに設置した事業とする。

- (1) 建築物の屋根やカーポート等への設置に適した太陽光発電設備であるもの。
- (2) 未使用品であるもの（中古品は対象外）。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内にある事業の用に供する次の各号のいずれかに該当する建築物及び土地に補助対象設備を設置する個人、団体又は法人とする。

- (1) 自己の所有する店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物及び土地
- (2) 賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けている店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物及び土地で、その所有者から補助対象設備を設置することに同意を得ているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者とはしない。

- (1) 市税（市税に係る延滞金を含む。）に未納があるもの。
- (2) 綾瀬市個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金交付要綱及び綾瀬市共同住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けることができるもの。
- (3) 補助対象事業において本要綱に基づく補助を受けているもの。
- (4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5

号の規定に該当するもの。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、1kW当たり1万円に、発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力で、日本産業規格又はIEC等の国際規格に基づくもの）を乗じて得た額とする。ただし、当該額が30万円を超えるときは、30万円を限度とし、補助金の交付額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

2 前項の太陽電池モジュールの最大出力の単位は、kWとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、発電設備の設置後、当該年度の4月1日から翌年3月15日までに、事業所用太陽光発電設備設置補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、4月1日又は3月15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、それぞれその翌日とする。

- (1) 設置場所を示す地図（事業所の場所を特定できるもの）
- (2) 補助対象事業にかかる工事請負契約書の写し
- (3) 補助対象工事の内訳書（第2号様式）
- (4) 建築工事請負契約書等の写し（新築の場合のみ。建築物の所在地及び所有者が確認できるもの）
- (5) 申請者が賃貸借契約又は使用貸借契約により建築物を借り受けている場合は、その所有者の補助対象設備を設置することに関する同意書
- (6) 発電設備の設置費に係る領収書の写し又はこれに代わるもの
- (7) 太陽電池モジュール製造番号
- (8) 設備設置完了時における設備図面又は配置図
- (9) 電流の流れがわかるもの（単線結線図・システム系統図・機器配置図等）
- (10) 発電設備の設置状態を示すカラー写真（建物全体又は土地全体の写真。設置した太陽電池モジュールを確認できる写真。パワーコンディショナの全体及び型式等が掲載されている銘板の写真）

(11) 暴力団排除に係る誓約書兼同意書（第 3 号様式）

(12) 役員氏名一覧表（別紙様式）（団体又は法人の場合のみ。）

(13) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、交付の適否について、事業所用太陽光発電設備設置補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第 7 条 規則第 8 条第 1 項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日までとする。

（補助金の交付等）

第 8 条 第 6 条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに事業所用太陽光発電設備設置補助金交付請求書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業所用太陽光発電設備設置補助金交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、30 日以内に補助金を交付する。

（交付決定の取消し並びに補助金の返還）

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 交付決定者が、この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（現地調査）

第 10 条 市長は、補助対象事業を適正に執行するため、補助対象設備の設置の状況を設置場所において調査することができる。

（財産の処分の制限）

第 11 条 規則第 15 条ただし書に規定する市長が定める期間は、10 年とする。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 4 か年とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 2 か年とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 1 か年とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 8 か年とする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、令和６年４月１日から令和１５年３月３１日までの９か
年とする。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

事業所用太陽光発電設備設置補助金交付申請書	
年 月 日	
(宛先) 綾瀬市長	
申請者 住 所 団体又は法人に あつては所在地 氏 名 団体又は法人にあつては 名称及び代表者の氏名 電 話	
_____年度の補助金については、事業所用太陽光発電設備設置補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。 本補助金の交付決定に当たり、建物の所有者及び市税の納付状況を確認することについて同意します。	
目的	事業所への太陽光発電設備の設置
施工場所	綾瀬市
建物の区分 (該当するものに「レ」を記載してください)	☐ 既 築 ☐ 新 築 ☐ 自己所有 ☐ 賃貸物件
建築物の区分 (該当するものに「レ」を記載してください)	☐ 店 舗 ☐ 事務所 ☐ 営業所 ☐ 倉 庫 ☐ カーポート ☐ 平置き ☐ その他()
太陽電池の最大出力	. k W (小数点第 3 位以下切り捨て)
交付申請額	, 0 0 0 円 (千円未満切り捨て)
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

太陽電池	太陽電池モジュールの型式名	
	製造者名 (メーカー名)	
	太陽電池の公称最大出力と使用枚数	W × 枚 = W W × 枚 = W W × 枚 = W 合 計 W
パワーコンディショナ	パワーコンディショナの型式名	
	製造者名 (メーカー名)	
	定格出力	k W
添付書類		1 設置場所を示す地図（事業所の場所を特定できるもの） 2 補助対象事業にかかる工事請負契約書の写し 3 補助対象工事の内訳書（第2号様式） 4 建築工事請負契約書等の写し（新築の場合のみ。建築物の所在地及び所有者が確認できるもの） 5 申請者が賃貸借契約又は使用貸借契約により建築物を借り受けている場合は、その所有者の補助対象設備を設置することに関する同意書 6 発電設備の設置費に係る領収書の写し又はこれに代わるもの 7 太陽電池モジュール製造番号 8 設備設置完了時における設備図面又は配置図 9 電流の流れがわかるもの（単線結線図・システム系統図・機器配置図等） 10 発電設備の設置状態を示すカラー写真（建物全体又は土地全体の写真。太陽電池モジュールを確認できる写真。パワーコンディショナの全体及び型式等が掲載されている銘板の写真） 11 暴力団排除に係る誓約書兼同意書（第3号様式） 12 役員氏名一覧表（別紙様式）（団体又は法人の場合のみ。） 13 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

補助対象工事の内訳書

●事業所用太陽光発電システムに関する工事費の内訳

機器費 a		円
設置工事費 b		円
小計 c (a+b)		円
消費税 d		円
合計 c+d		円

第3号様式（第5条関係）

暴力団排除に係る誓約書兼同意書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所

名 称

ふりがな

代表者氏名

生年月日 年 月 日

性 別 男 ・ 女

- 1 私（個人、法人、団体）は、綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定（以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 2 私（個人、法人、団体）は、反社会的勢力に該当するか否かの確認のため、本誓約書兼同意書及び役員氏名一覧表（別紙様式）に記載した情報を、神奈川県警察本部及びその他の関係機関に照会することについて同意します。
- 3 私（個人、法人、団体）は、反社会的勢力に該当すると判明した場合は、それに関して市長が行う一切の措置について意義を申しません。

以 上

別紙様式

役員氏名一覽表

年 月 日現在

名 称

代表者氏名

[illegible]

第 4 号様式（第 6 条関係）

事業所用太陽光発電設備設置補助金交付決定通知書 年 月 日 様 綾瀬市長 印 _____年度の補助金については、綾瀬市事業所用太陽光発電設備設置補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。	
補助金の交付	☐ 交付する。
	☐ 交付しない。 （理由 _____）
交付申請額	円
交付決定額	円
交付条件	綾瀬市事業所用太陽光発電設備設置補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、補助を受けた発電設備は、10 年間処分することができません。 なお、事前に市長の承認を受けた場合は処分可能ですが、特別な事情がない限り、使用月を基に算定した補助金の返納が必要になります。 また、市長の承認を得ずに処分した場合は、補助金の全額又は一部の返納が必要になります。
備 考	

事業所用太陽光発電設備設置補助金交付請求書 年 月 日 (宛先) 綾瀬市長 住 所 [団体又は法人に あつては所在地] 交付決定者 氏 名 [団体又は法人にあつては 名称及び代表者の氏名] 電 話 _____年度の補助金の交付決定がありました件について、綾瀬市事業所用太陽光発電設備設置補助金交付要綱第8条の規定により請求します。	
交付決定通知額	円
交付請求額	円
添付書類	1 事業所用太陽光発電設備設置補助金交付決定通知書の写し 2 その他市長が必要と認める書類

フリガナ	名義人との関係		
口座名義人	本人・他（ ）		
金融機関・店名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協 本店 支店		
預 金 種 目	普通 ・ 当座	口座番号	